

## 砂川事件再審請求事件の手續が証明した弁護人主張の正しさ

### 1 はじめに

今回の再審請求の論点は、大きく分けて二つあり、それは憲法論と刑訴法論である。一審東京地裁は憲法論で請求を棄却した。棄却決定という結論が先にあり、弁護人の刑訴法論を否定できなかつたから、元被告人らの公平な裁判所の裁判を受ける憲法上の権利は侵害されていないと説いたが、その事実認定は無茶苦茶である。二審東京高裁は刑訴法論で請求を棄却した。この場合も抗告棄却という結論が先にあり、弁護人の憲法論を否定できなかつたから、刑訴法上再審請求はできないと説いたが、8ヵ月以上かけて決定書本文は僅か6頁、刑訴法論の部分はそのうち3頁という全く論理性に欠けた貧弱な刑訴法論である。

結局、弁護人の憲法論も刑訴法論も正しかったということになる。

さて、最高裁は、どちらの論理で弁護人の主張を否定することになるのであろうか。以下審理進行の手續からみた不当決定の背景を探る。

### 1 請求人の主張

- (1) 請求人土屋源太郎、同椎野徳蔵、同武藤軍一郎、及び請求人坂田和子の父亡坂田茂は「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法」違反被告事件で起訴され、1959年3月30日第一審東京地裁は無罪判決を言い渡し、同年12月16日最高裁大法廷（「本件大法廷」）は原判決を破棄し事件を東京地裁に差し戻す判決（以下、「本件大法廷判決」）を言い渡し、1961年（昭和36年）3月27日差戻後の東京地裁は被告人らに罰金2000円の有罪判決を言い渡し、同判決は1964年（s39）1月5日確定した。
- (2) 刑訴法第435条柱書きは「再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。」と定め、その6号に、「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は

原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。」とある。

本件は、有罪の言い渡しを受けた者である元被告人土屋源太郎、同椎野徳蔵、同武藤軍一郎の元被告人3名、及び同じく有罪の言い渡しを受けた者である元被告人坂田茂の遺族坂田和子、以上計4名が請求人となって、免訴を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとして、請求している再審請求事件である。

そこで、上記6号による本件再審請求の要件は、次の通りとなる。

- ア 免訴を言い渡すべき事案であること
- イ 免訴を言い渡すべき明らかな証拠があること
- ウ 同証拠があらたに発見されたこと

- (3) 弁護人は、上記アからウの要件について概略次のとおり主張し、いずれの要件を満たされるとして、2014年6月17日、東京地方裁判所に対し本件再審請求をした。

ア 免訴を言い渡すべき事案であること

- a. 本件大法廷の裁判長田中耕太郎は、事件が最高裁に係属中、事件被害者である米国の駐日大使及び駐日公使と面談し、同裁判長によって末尾添付の別紙一覧表①から⑮のとおり砂川事件の裁判情報が伝えられた。この事実は、本件大法廷が、憲法37条1項により刑事被告人に保障されている「公平な裁判所」ではないこと及び本件大法廷の審理・判決が「公平な裁判所の裁判」ではなかったことを根拠づける事実である。
- b. 憲法37条1項は、「公平な裁判所の裁判」を受ける被告人の権利が侵害されたと認められる異常な事態が生じた場合には、当該被告人に対する手続の続行は許されず、その審理を打ち切るという非常救済手段がとられるべきことを認めている規定であり、また、その打ち切り方法は免訴判決の言渡である。
- c. 本件では、上記aのとおり、被告人の公平な裁判所の裁判を受ける権利が侵害されたと認められる異常な事態が生じており、差戻後の東京地裁は、免訴判決によってその審理を打ち切るという

非常救済手段を取るべきであった。即ち、差戻後の東京地裁において免訴事由が認められた。

イ 免訴を言い渡すべき明らかな証拠があること

上記アの a の事実は、当時マッカーサー駐日米大使が本国に発した 3 通の電報・書簡（甲 1 号証の 2，甲 2 号証の 2，甲 3 号証の 2）によって裏付けられる。

ウ 同証拠があらたに発見されたこと

上記マッカーサー駐日米大使の 3 通の電報・書簡は、いずれも 2008 年以降米国立公文書館で発見されたもので、新たに発見された証拠である（甲 1 号証から甲 3 号証）。

- (4) 請求人らの再審請求に対し、2016 年 3 月 8 日東京地裁は、本件再審請求を棄却した（「本件東京地裁決定」）。その理由は、上記(3)、ア、a について、裁判官田中には不公平な裁判をする虞があると認めるに足る事情は存在せず、従って本件大法廷が公平な裁判所ではないとは言えないとするものである。
- (5) 請求人らは、上記東京地裁の決定に対し、同年同月 11 日、東京高裁に即時抗告をした。ところが、原決定は、2016 年 11 月 15 日本件即時抗告を棄却する旨の決定（原決定）をした。
- (6) よって、請求人らは原決定に対し特別抗告をした。

## 2 一審経過と不当な一審決定

(1) 第一審は、次の経過を辿った。

- (7) 弁護人は、当初再審請求書において、本件新証拠である 3 通の電報・書簡から裁判官田中が米側に「どのような発言」をして裁判情報を使えたかという視点から憲法 37 条 1 項違反を主張したが、その後、裁判官田中が「どのような発言」をしたかではなく、裁判官田中の言動（発言、目の動き等の動作）から「どのような裁判情報が米側に伝わったか」が重要であることに気付いた。そこで、弁護人は、2015 年 6 月 15 日付再審請求補充書(5)、同日付再審請求補充書(6)、及び 2015 年 8 月 7 日付最終意見書を提出して、裁判官田中の言動によって「米側に伝わった裁判情報」（別紙一覧表①から⑮の事実）を主張した。

- (イ) 2015年8月7日、弁護人は同日付弁護人の最終意見書を提出し、同意見書第7「免訴再審と判例・学説の進展について」(21頁以下)の項において、免訴再審の法的根拠を主張した。

また、弁護人は、この書面の冒頭において、次のとおり述べ、かつ「免訴再審と非常上告との関係」の部分に下線を引いて、裁判官の注意を喚起した。

本再審請求事件について、弁護人は以下のとおり最終意見を申し述べる。

第1から第6までは従前主張をまとめたものであるが、第7「免訴再審と判例・学説の進展について」は、新たに免訴再審と非常上告との関係を視野に入れながら免訴再審に関する判例・学説を調査し、結論として本件が判例・学説上免訴再審として認められることを述べたものである。

- (ウ) 弁護人は、上記主張において様々な判例・学説を引用しており、裁判官が自室机上で直ちにその判例・学説を読むことができるように、上記最終意見書と共に、従前の提出した資料(判例・学説)1から22に加え、資料23から資料37までの判例・学説のコピーをそれぞれ1部提出した。
- (エ) 弁護人が上記資料を提出した直後、東京地裁刑事10部の書記官から主任弁護人宛に電話が入り、裁判長からの指示として、裁判官3名用に、上記資料23から資料37までのコピーを各3部提出して欲しいとの連絡があった。
- そこで、主任弁護人は、資料23から資料37までのコピーを各3部作成し、これを刑事10部に届けて提出した。
- (オ) 以上の経過で、刑事10部の田辺裁判長は、届けられた上記資料3部のうち1部を陪席の鈴木裁判官に、1部を陪席の高森裁判官に手渡し、その際明示的にか黙示的にかは定かではないが、「免訴再審請求の法的構成について、弁護人の主張と判例・学説を検討するように」と働きかけた筈である。
- そこで、原審刑事10部の裁判官3名は、免訴再審請求の法的構成について十二分に検討していることになる。
- (カ) 原審裁判官3名は、上記の検討の結果の結論として、弁護人が主張した免訴再審請求の法的構成に再審請求を棄却する理由はないと判断した。

そこで、原審裁判官3名はその部分での棄却決定をせず、次に憲法論の検

討をしたものである。

## (2) 不当な一審決定

上記経過の下で、2016年3月8日、一審決定が出されたのである。

ところが、一審決定は、上記(1)(ア)で述べた弁護人の2015年6月15日付再審請求補充書(5)、同日付再審請求補充書(6)、及び2015年8月7日付最終意見書での主張を無視し、当初の再審請求書での「田中発言」を中心に事実認定をした。

また、一審決定は、憲法論、即ち本件大法廷は不公平な裁判所であるとは言えないという理由で再審請求を棄却したが、その理由付けは誰が読んでも程何を言っているのか分からない暴論である。

一審決定は、最初から棄却という結論を出し、刑訴法論で弁護人の主張を論破できなかったために、おかしい憲法論で請求を棄却したのである。

## 3 不可解な原審審理経過と不当な原決定

### (1) 二審での審理経過

(ア) 弁護人は、一審裁判所が弁護人の憲法論に関する再審請求補充書を無視している事実を二審裁判所に訴えた。

(イ) 一方、予めから再審請求手続においては、ある日裁判所から、突然例えば「来週〇日午前〇時決定が出るから取りに来て下さい。」という連絡があるため、多忙な時期に決定が出されると不利な決定を受けた側は、不服申立期限が短期（即時抗告は3日以内、特別抗告は5日以内）であり対応が困難であるという実務上の難題があった。そこで、弁護人は、東京高裁に対し、「ある程度決定が出る見通しの期間を伝えて欲しい。」と申し入れていた。

(ウ) 2016年11月28日三者協議が行われ、裁判所から、今回は請求人本人の意見陳述を聴きたいという提案があった。この日はその意見陳述の日の日程調整はできなかったが、弁護人から、既に弁護側の主張は尽きていたため、裁判所に対し意見陳述が終われば決定はどのくらい先にできるかと問い合わせたところ、裁判長は、「意見陳述後決定は2～3ヶ月かかる。」との見解が示された。

(エ) 2017年2月17日請求人の意見陳述が終わり、その際、再度弁護人が

裁判所に対し、決定はどのくらい先にできるかと問い合わせたところ、裁判長は、「意見陳述後決定は2～3ヶ月かかる。」との前記同様の見解が示された。

- (イ) ところが、3ヶ月後5月17日になっても決定の連絡がなく、夏休みに入る7月27日主任弁護人が裁判所書記官に電話で問い合わせたところ、裁判官は夏休みにはいったとのことで、進行状況を知ることはできなかった。
- (ロ) その後も裁判所から何ら連絡がないため、同年8月29日、弁護人は裁判所に対し進行協議を開いて欲しい旨文書で申し入れた。
- (ハ) 同年9月12日裁判所書記官から主任弁護人に電話で、裁判長からの伝言として、「当初の予定より検討に手間どっている。できるだけ早期に決定する。決定のメドが立ったら、お約束どおり適切な時期にお知らせする。」との連絡があった。
- (ニ) 以上の経過で、11月2日、裁判所から決定交付の準備ができたとの連絡があり、交付日が11月15日と決まったのである。

## (2) 不可解な原決定

原決定は、僅か本文6頁である。その決定が、当初2～3月かかることであったのが、何故9ヶ月弱もかかることになったのか、全く不可解である。不可解であるだけでなく、当初2～3月かかる決定書が、何故僅か6頁でしかも9ヶ月弱かかったのか、謎に包まれている。

## 4 弁護人の主張の正しさを証明する一・二審決定

上記経過を観察すると、次のことが読み取れる。

一審決定は、弁護人の刑訴法論を否定できないからおかしな憲法論で弁護人の請求を排斥した。これに対し、二審決定は、弁護人の憲法論を否定できないからおかしな刑訴法論で弁護人の請求を排斥した。

上記一・二審での決定経過とこの二つの決定結論を組み合わせることにより、見事に弁護人の憲法論と刑訴法論の主張の正しさが裏付けられているであろう。

以上